

基幹統計の作成方法に関する通知の受理状況

令和 7 年 11 月 27 日
政策統括官(統計制度担当)

基幹統計の名称	作成者	主な変更事項	通知の受理 年月日
国民経済計算	内閣総理大臣	2020年（令和 2 年）基準改定に伴い、令和 7 年12月 8 日に公表する2025年 7 － 9 月期四半期別 GDP 速報（2 次速報値）から、以下のとおり、作成方法を変更 ① 公的統計の整備に関する基本的な計画（第Ⅳ期）を踏まえた対応 （例） ・ 建設デフレーターについて、付加価値分を勘案したアウトプット型の実装 ・ 年次推計における推計手法のシームレス化 ② その他推計方法の改善	R7.11.21

（注）統計法第26条第 1 項では、行政機関の長は、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合には、その作成方法について、あらかじめ、総務大臣に通知しなければならないと規定されている（当該作成方法を変更しようとするときも同様）。

本表は、この規定に基づいてなされた通知の概要を整理したものである。